

両立支援対策の充実を目指す会社

社会福祉法人みその会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように「社会福祉法人みその会」の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年3月11日～ 令和10年3月10日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を20%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和5年3月～ 男性でも育児休業を取得できることを再確認及び周知するため管理職の会議で趣旨を説明し、理解を得たのち対象職員を把握した場合は、制度の周知を徹底する。
- 令和5年3月～ 育児休業の取得希望者を対象とした個人面談の実施。

目標2：小学校入学前程度までの子を持つ職員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和5年4月～ 職員のニーズの把握及び意見の集約。検討開始
- 令和5年4月～ 制度導入
毎月定例の会議や説明会による職員への短時間勤務制度の周知。

目標3：令和6年8月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し実施する。

<対策>

- 令和5年4月～ 職員アンケートまたは聞き取り調査を行い意見の集約。検討開始
- 令和5年4月～ 部署毎に問題点の検討。
- 令和5年5月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年1回）及び定例の会議による職員への周知
（毎月）

目標4：子供が保護者である労働者の働いているところを実際に見ることができる「子供参観日」の実施

<対策>

- 令和5年4月～ 職員のニーズの把握。検討開始
- 令和5年5月～ 参観日の設定や当日の具体策を協議検討する
- 令和5年6月～ 「子供参観日」を設定し、子どもの参観を実施。結果を検証する

以上